

おおいたの



みずタン

水道・下水道

2018
冬号
No.2

12月1日発行 大分市上下水道局



大分川水管橋

特集 公共下水道が整備されたら

- 私道に公共下水道を布設します
- 下水道に異物を流さないでください
- 厨房設備をお持ちの皆さまへ
- 漏水を見つけたらすぐ連絡を！
- 凍結から水道管を守りましょう
- 貯水槽水道の維持管理は大丈夫ですか
- 水質検査計画への意見募集

大分川水管橋とみずタン

公共下水道が整備されたら早期の接続をお願いします。

公共下水道が使えるようになった日から、浄化槽をお使いの方は**1年以内**に、くみ取便所をお使いの方は**3年以内**に接続しなければならないと、法律・条例により定められています。まだ公共下水道に接続されていない方は、一日も早い接続をお願いします。

下水道に接続すると…

～水洗トイレが使えます～

トイレや風呂、台所などの生活排水を下水道管（污水管）に直接流すことができます。

～快適な街になります～

蚊、ハエの発生や悪臭を防ぎ、快適な生活環境になります。



～川がきれいになります～

家庭や工場から流れた汚水を下水処理場（水資源再生センター）で浄化して放流するため、海や川の汚れを防ぎ自然環境を守ります。

～浸水から街を守ります～

雨水は下水道管（雨水管）や水路に取り込み、海や川に放流されるので、大雨の時でも浸水被害が軽減されます。

☎ 営業課 管理担当班 ☎097-538-2434

排水設備工事、助成金、融資あっせん

排水設備は、家庭や工場の汚水を公共下水道へ流し込むための施設で、個人の費用負担により設置、管理します。「供用開始の通知（下水道が使えますというお知らせ）」が届いたら、**大分市上下水道局指定排水設備工事店（大分市ホームページから閲覧可能）**を選定してすみやかに宅内の排水設備工事を行ってください。

また、公共下水道に接続される方（新築は除く）に**助成金の交付**および**融資のあっせん**を行っていますのでご利用ください。

「助成金」や「融資あっせん」の利用には一定の条件がありますので、お問い合わせください。

助成金

- 浄化槽より排水設備工事を行う方
供用開始の日から **1年以内** 5万円
- くみ取便所より排水設備工事を行う方
供用開始の日から **1年以内** 10万円
- 供用開始の日から **2年以内** 7万円
- 供用開始の日から **3年以内** 5万円

融資あっせん

- 取り扱い金融機関より融資を受けて排水設備工事を行う場合に、その**利息**を上下水道局が負担します。

※いずれも工事着手前の申請が必要となります。

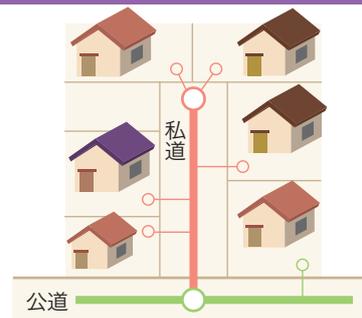
☎ 営業課 排水設備担当班 ☎097-537-5641

私道に公共下水道を布設します

次の要件を満たす私道であれば、上下水道局が公共下水道を布設します。

- 所有者が異なる家屋で、公共下水道へ接続する家屋が2戸以上あり、接続対象家屋の2分の1以上が接続すること。
- 私道の土地所有者全員が、公共下水道布設を承諾していること。
- 地代が無償であること。

その他の要件がありますので、お問い合わせください。



お問い合わせ 下水道整備課 管理担当班 ☎097-537-5662

下水道に異物を 流さないでください

下水道施設は日頃目につかない地中に埋設されているため、詰まった時の修理は大変です。トイレ、台所、洗濯場などの排水口から異物（油脂類、脱脂綿、残飯など）を流さないでください。

下水道本管が詰まると排水が逆流したり、流れにくくなるなど市民生活に支障をきたします。



油脂類によって詰まっている下水道管

お問い合わせ

営業課 排水設備担当班
☎097-537-5641

厨房設備をお持ちの皆さまへ

グリーストラップは、厨房などから出る油分を多く含んだ排水の油を分離して取り除くための装置で、法律などで設置が義務付けられています。しかし、適切な維持管理をしなければ、不衛生になったり、下水道管が詰まったり、水資源再生センターでの水の浄化に悪影響を与えます。

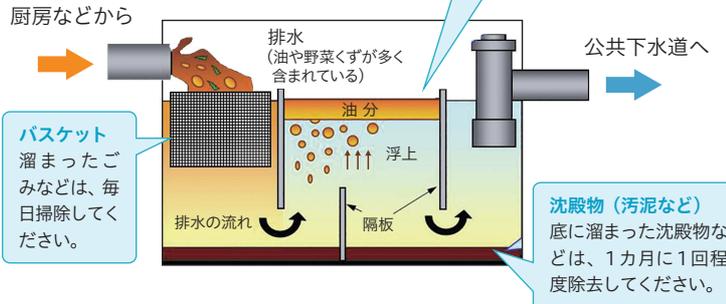


維持管理できていない状態

清掃頻度については、バスケットに溜まったごみなどは毎日、浮いた油分やごみなどは、週に1回（多い場合は毎日）、底に溜まった沈殿物などは月に1回程度取り除くようお願いします。

油分

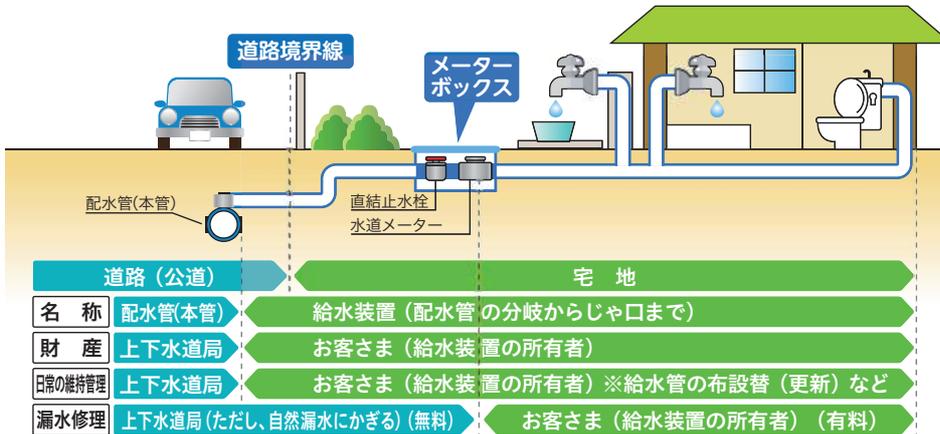
水面に浮上した油分やごみなどは、週に1回程度（多い場合は毎日）除去してください。溜めると不衛生になります。



バスケット
溜まったごみなどは、毎日掃除してください。

沈殿物（汚泥など）
底に溜まった沈殿物などは、1カ月に1回程度除去してください。

給水装置の管理区分



そのほか、漏水箇所がはつきりしない場合や水道水のごり、水の出が悪い場合などは水道維持管理課へお問い合わせください。

道路（公道）などの漏水
水道維持管理課へお問い合わせください。

宅地内からの漏水
この部分は個人の財産となりますので、修理費用はお客さまの負担になります。
お問い合わせ
大分市管工事 協同組合
☎(097) 558-6976
給水装置工事事業者（覧は大分市ホームページに掲載しています）

道路や宅地内での漏水は、放置しておくと日に漏水箇所が大きくなり、陥没など思わぬ事故になりかねません。
道路や宅地内などで漏水を見つけた時はすぐご連絡ください。

漏水を見つけたらすぐ連絡を！



お問い合わせ 水道維持管理課

☎097-538-2402

☎097-538-1812（土・日曜日、祝日、夜間の緊急連絡先）

上下水道局公式ツイッターを配信中！

アドレス https://twitter.com/oita_suidou/



上下水道局公式Facebookページ運用中！

アドレス <https://www.facebook.com/OitaSuidou/>



凍結から水道管を守りましょう

気温がマイナス4度以下になると水道管が凍り、破裂することがあります。早めに凍結防止の準備をしましょう。

水道管の凍結対策

対策その①

屋外でむき出しになっている水道管やじゃ口に、保温材・布切れなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて防水してください。

対策その②

メーターボックスの中にも、布・毛布などを詰めて保温してください。



凍結して水が出ないとき

自然に溶けるまで待ちましょう。急ぐ場合は、じゃ口を開けて、凍った部分にタオルや布を巻き、上からゆつくりとぬるま湯をかけてください。

熱湯をかけると管が破裂することがありますので絶対にしないでください。

水道管が破裂したとき

水道工事店（大分市上下水道局指定給水装置工事業者）に依頼をしてください。業者名は大分市ホームページに掲載しています。修理費用はお客様の負担となります。

漏水した場合の減額制度

漏水分を含む水量に対する水道料金については減額を受けられる制度があります。ただし、漏水修理の費用を補助するものではありません。

減額できる場合

- 寒波など自然災害による漏水
- 地下や壁の中など、発見困難な場所の漏水
- トイレ・温水器などの器具故障
- 受水槽などのボールタップの故障

減額できない場合

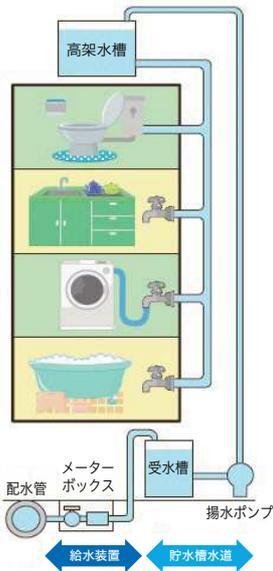
- × じゃ口からの漏水
- × 不正工事による漏水
- × 工事などで水道管を破損した場合の漏水
- × 水道使用者などの原因による漏水

減額手続き方法

漏水修理後に「使用水量認定申請書」、「漏水修理証明書」を提出してください。各書類は料金センターにあります。

お問い合わせ 営業課 料金センター ☎097-538-2416

貯水槽水道の維持管理は大丈夫ですか



※給水装置、貯水槽水道は個人の財産です。

ビルやマンションなどで、水道水をいったん受水槽で受け、給水する施設を貯水槽水道といいます。貯水槽水道の管理は設置者が責任を持って行わなければなりません。

安全・安心な水を供給するために、1年に1回以上の定期的な清掃・点検を実施してください。受水槽の大きさが10立方メートルを超える場合は、法的にも管理が義務付けられていますのでご注意ください。

清掃を委託する場合、県に事業登録されている清掃業者または同等以上の清掃を行うことが認められる業者にご依頼ください。



水質検査計画への意見を募集します

上下水道局では、31年度水質検査計画(案)についてのご意見を募集します。

詳しい内容については、各閲覧場所または大分市ホームページでご覧いただけます。

募集期間 31年1月16日(水)～2月20日(水)

閲覧場所 浄水課、各料金センター、各支所、情報公開室



岡 浄水課 水質管理室
☎ 097-543-8911
FAX 097-544-7325

岡 保健所 衛生課 生活衛生担当班 ☎097-536-2854
上下水道局 営業課 給水審査担当班 ☎097-538-2417

上下水道に関する
お問い合わせ先

代表 ☎097-538-1211 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
☎097-538-1812 (土・日曜日、祝日、夜間の緊急連絡先)



この広報紙の内容は12月1日(土)から大分市のホームページでもご覧になれます。(大分市ホームページアドレス <https://www.city.oita.oita.jp/>)